

大分県立工科短期大学校廃棄物収集運搬処分業務委託契約書（案）

委託業務名	大分県立工科短期大学校廃棄物収集処理業務		
履行場所	中津市東浜407-27		
契約期間	令和7年5月1日から令和10年4月30日まで		
委託金額	一金	円	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円）
	内 訳		
	令和7年度	円（月額	円）
	令和8年度	円（月額	円）
	令和9年度	円（月額	円）
	令和10年度	円（月額	円）
契約保証金	免除（大分県契約事務規則第5条第3項第9号）		

上記業務の委託について、委託者（契約担当者）大分県立工科短期大学校長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と、受託者 ○○○○ ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

第1条 乙は、別紙大分県立工科短期大学校廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（法の遵守）

第2条 甲及び乙は委託業務遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第3条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

◎収集・運搬に関する事業範囲〔一般〕

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期間： _____
事業の範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

◎収集・運搬に関する事業範囲〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期間： _____
事業の範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

◎処分に関する事業範囲〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期間： _____
事業の範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

2 甲が乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、別添仕様書のとおりとする。

3 甲から委託された前項の産業廃棄物の処分の場所、方法及び処理能力は、次のとおりとする。

事業場の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

4 甲から委託された産業廃棄物の最終処分の場所、処分の方法及び処理能力は次のとおりとする。

事業場の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

5 乙は前項に指定する場所以外では、甲から委託された産業廃棄物の処分のための保管を行わない。前項の事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ履行期間内に確実に処分できる範囲で行う。

(適正処理に必要な情報の提供)

第4条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報として、乙の要求に従い以下の事項をあらかじめ乙に提供するものとする。なお、履行期間中に産業廃棄物の性状等が変化した場合においては、甲は乙に対して直ちにその内容について報告を行うこととする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し、乙に交付する。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上委託物を引き取るものとする。

(甲乙の責任範囲)

第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約により生ずる権利及び義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止)

- 第7条 乙は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的な業務をいうものとする。
 - 3 受託者は業務の一部（「主たる部分」は除く）を第三者に委託し、又は請け負わせようとする（以下「再委託」という）ときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を受託者に提出し、承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
 - 4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
 - 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
 - 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。
 - 7 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の子会社を含む）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報等を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。
 - 8 前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(委託業務の調査等)

- 第8条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第9条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要がある場合には、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期間の延長)

- 第10条 乙は、その責めに帰することができない理由により、委託期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、委託期間を延長するものとする。

(損害の負担)

- 第11条 委託業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

- 第12条 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。
- 2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

- 3 甲の責めに帰する理由により、第15条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(機密の保持)

- 第13条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(業務報告)

- 第14条 乙は、毎月の業務報告を月間実施報告書(別紙様式1)により翌月15日までに甲に報告しなければならない。

(委託金額の支払)

- 第15条 乙は、当月分の月間実施報告書(別紙様式1)を提出した後に請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に委託金額を支払うものとする。

(契約不適合責任)

- 第16条 乙が第14条により委託業務が完了した後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

- 2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

- 3 仕事の目的物について契約不適合があつた場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

- 4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不相当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。

- 5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

(契約の解除等)

- 第17条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) 本業務を処理するために乙が取扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があつたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第18条 前条各号の規定又は第16条第2項により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

ただし、第1号において、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由による場合は、甲は乙に対して違約金の請求をすることができない。

(天災等による履行不能)

第19条 乙は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難になったときは、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

(協議)

第20条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第21条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 中津市東浜407-27
大分県立工科短期大学校
校長

乙 ○○○○
○○○○
○○○○